

おくがい 屋外広告物の許可申請について

◎屋外広告物とは・・・常時または一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものです。
例) 広告板、広告塔、壁面広告物、はり紙、立看板、置看板、のぼり旗、広告幕、アドバルーン等
屋外広告物は、屋外広告物法や栃木県屋外広告物条例に基づく規制を受けるので、掲出するときは、**原則許可が必要**です。(一部適用除外があります。)

県の条例には、掲出することを禁止する禁止地域や禁止物件が定められています。
また、許可を受けることによって掲出できる許可地域も定められています。

町内の許可地域は、

- 田園調和型地域
 - 田園調和型沿線地域
 - 市街地形成型地域
- } の3つに区分されており、各地域によって許可基準が異なります。

その他、屋外広告物の種類によっても許可基準が異なります。
例えば、野立広告板と敷地内広告板の許可基準は、下記のとおりです。

(野立広告板)

	田園調和型地域	田園調和型沿線地域	市街地形成型地域
高さ	・ 6 m以下 ・ 道路からの後退距離以下	・ 6 m以下 ・ 道路からの後退距離以下	・ 6 m以下
面積	・ 10㎡以内/面 表裏各 1 面/件 (20㎡以内/基)	・ 20㎡以内/面 表裏各 1 面/件 (40㎡以内/基)	・ 20㎡以内/面 表裏各 1 面/件 (40㎡以内/基)
後退距離	・ 道路から 1 m 以上かつ広告物の高さ以上	・ 道路から 1 m 以上かつ広告物の高さ以上	・ 道路からの後退距離なし ・ 道路への突出不可
間隔	・ 広告物相互間30m以上	・ 広告物相互間30m以上	
基数・共架数	・ 共架：縦に 5 件/基 但し、合計面積は上記面積の範囲内	・ 共架：縦に 5 件/基 但し、合計面積は上記面積の範囲内	・ 1 基/前面道路 ・ 共架：縦に 5 件/基 但し、合計面積は40㎡以内
照明	・ 白色系、点滅不可		

注：前面道路・・・事業所等の敷地が接する公道

(敷地内広告板)

	田園調和型地域	田園調和型沿線地域	市街地形成型地域
高さ	・ 6 m以下	・ 9 m以下	・ 12m以下
面積	・ 10㎡以内/面 表裏各 1 面/件 (20㎡以内/基)	・ 20㎡以内/面 表裏各 1 面/件 (40㎡以内/基)	・ 20㎡以内/面 表裏各 1 面/件 (40㎡以内/基)
後退距離	・ 道路から 1 m 以上	・ 道路から 1 m 以上	・ 道路からの後退距離なし ・ 道路上への突出の場合 出幅：境界から 1 m 以内 下端：車道上4.5m以上、歩道上2.5m以上
基数	・ 1 基/敷地	・ 1 基/前面道路	・ 2 基/敷地 ・ 前面道路が 2 以上の場合： 1 基/前面道路
照明			

※上記以外の広告物の許可基準については、問い合わせ先に照会ください。

町内に屋外広告物を掲出する場合の許可申請窓口は、平成21年4月から町都市建設課になりましたので、掲出しようとする方は、事前にご相談ください。

▼問い合わせ先＝都市建設課 都市計画係 ☎9 1 4 0

軽油引取税に係る農業用免税証の交付申請

平成24年分農業用免税証の交付申請を、次のとおり受け付けします。

▼期日 平成24年

1月10日(火) 上三川地区

1月11日(水) 本郷地区

1月13日(金) 明治地区

▼時間 Ⅱ

午前の部：午前9時30分～11時

午後の部：午後1時～3時

▼場所 Ⅱ 上三川町農村環境改善センター 2階会議室 (大字上郷2140)

※昨年と会場が違うのでご注意ください。

▼持参するもの Ⅱ

(1) 継続申請者 Ⅱ 免税軽油使用者証・印かん・免税軽油の引取り等に係る報告書(軽油購入の納品書等を添付。添付がない場合受付できません。)
※今回の一括交付時には追加交付を行いませんので、面積や機械に変更がある場合でも耕作証明書は必要ありません。

(2) 平成22年以降申請していない方・新規申請者 Ⅱ 免税軽油使用者証(平成22年以降申請していない方)・印かん・農業委員会の発行する耕作証明書・栃木県収入証紙 420円分
※新規申請者については、作付内容や使用機械をお聞きします。

▼免税証の交付 Ⅱ

継続申請者 ↓ 申請日に即日交付します。

平成22年以降申請していない方

↓ 別途指定します。

新規申請者 ↓ 別途指定します。

▼その他 Ⅱ 次のいずれかに該当する方は免税軽油使用者証・免税証の交付を受けることはできませんので御注意願います。

ア. 地方税に関する法令の規定に違反し、免税

軽油使用者証及び免税証の返納を命じられ、

2年を経過していない方

イ. 国税又は地方税の滞納処分を受け、2年を経過していない方

ウ. 免税軽油の引取り等に係る報告書を提出していない方

エ. アクウその他、軽油引取税の取り締まり又は

保全上特に不適当と知事が認める方

※耕作証明書の発行を代理人に依頼する場合は、委任状が必要となります。

▼問い合わせ先 Ⅱ

● 栃木県宇都宮県税事務所

軽油引取税調査担当

☎028(626)3023

● 農業委員会事務局

☎9166

昨年と会場が違いますのでご注意ください

【インフルエンザ予防のポイント】

室内を適度な温度・湿度に保ちましょう。

コミュニティ助成事業で備品を整備

コミュニティ組織の健全な発展を図るため、坂上地区コミュニティ推進協議会及び明治コミュニティ推進協議会が、財団法人自治総合センターの実施するコミュニティ助成事業により備品の整備を行いました。

これらの備品はコミュニティ祭りや各種事業などのコミュニティ活動の推進に活用します。

整備備品

坂上地区コミュニティ推進協議会

マッサージチェア、祭用桶型提灯

明治コミュニティ推進協議会

グラウンドゴルフ用クラブ、ストライク

ボード、フットサルゴール、一輪車及び

ラック、卓球台、餅つき用うす及びきね、

三つ折展示板

コミュニティ助成事業とは

財団法人自治総合センターが宝くじの社会貢献広報事業として、コミュニティ活動備品の整備等に対して助成を行い、地域のコミュニティ活動の充実・強化を図ることにより、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与するものです。

▼問い合わせ先 Ⅱ 総務課 自治行政係

☎9116

